

## 第3部 弁護士倫理

### 序章 前文

#### 前文

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする。  
その使命達成のために、弁護士には職務の自由と独立が要請され、高度の自治が保障されている。  
弁護士は、その使命を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負う。  
よって、ここに弁護士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、  
弁護士職務基本規程を制定する。

### 第1章 基本倫理

#### 第1条（使命の自覚）

弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める。

#### 第2条（自由と独立）

弁護士は、職務の自由と独立を重んじる。

#### 第3条（弁護士自治）

弁護士は、弁護士自治の意義を自覚し、その維持発展に努める。

#### 第4条（司法独立の擁護）

弁護士は司法の独立を擁護し司法制度の健全な発展に寄与するように努める

#### 第5条（信義誠実）

弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

#### 1. 趣旨

弁護士は、自らの職務を誠実かつ公正に行うことによって基本的人権を擁護し社会正義の実現を図る。そして、弁護士が擁護すべきは、依頼者の権利および正当な利益である。

そこで、真実・信義・誠実・公正が、弁護士の職務を遂行するうえでの基本

民実平成 27 年設問 4、刑実平成 27  
年設問 4、刑実令和 1 年設問 4

規程解説 9 頁

的な要素であることを規定したものである。

## 2. 有罪事件における無罪主張

規程解説 14～15 頁

被告人が弁護人に対しては自分が犯人である旨を告白する一方で、無罪を望んでいる場合において、弁護人が法廷で無罪の主張（弁論）をすることについては、被告人の防御権と弁護人の真実義務（弁護士職務基本規程 5 条）との衝突をどのように調整するべきかが問題となる。

すなわち、弁護人は、「真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」として、信義誠実義務を負い（同規程 5 条）、信義誠実義務の一つとして「真実を尊重」することを内容とする真実義務がある。この真実義務を強調するならば、弁護人は、被告人から自分が犯人である旨の告白を受け、被告人が犯人であるという真実を知っている以上、無罪主張をすることは真実義務に違反しそうである。他方で、弁護人が被告人の意思に反して無罪主張をすることは、被告人の黙秘権（憲法 38 条 1 項）を侵害するものであるとともに、弁護士としての秘密保持義務（同規程 23 条）や最善弁護義務（同規程 46 条）に抵触するおそれがある。そこで、いずれを優先するべきかが問題となるわけである。

刑事事件における弁護人の真実義務としては、実体的真実（客観的真実、事件の真相）の発見に積極的に協力する義務（これを「積極的真実義務」という。）と、裁判所・検察官による実体的真実の発見を積極的に妨害し、あるいは積極的に真実を歪める行為をしてはならないという義務（これを「消極的真実義務」という。）とを観念することができる。

規程解説 12～13 頁

刑事弁護人に積極的真実義務を負わせることは、被告人の黙秘権保障（憲法 38 条 1 項）と矛盾するとともに、弁護士としての秘密保持義務（同規程 23 条）や最善弁護義務（同規程 46 条）に抵触するおそれもある。また、「この規程は、弁護士の職務の多様性と個別性にかんがみ、その自由と独立を不当に侵すことのないよう、実質的に解釈し適用しなければならない。第 5 条の解釈適用に当たって、刑事弁護においては、被疑者及び被告人の防御権並びに弁護人の弁護権を侵害することのないように留意しなければならない。」と定める同規程 82 条における解釈適用指針とも整合しない。そこで、刑事弁護人は、積極的真実義務を負わないと解する。

他方で、同規程 75 条では「弁護士は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。」と規定していることから、刑事弁護人は消極的真実義務を負うと解すべきである。

そこで、刑事弁護人が無罪主張をすることは、消極的真実義務に反しない限りでは、許されると解する。

### 第 6 条（名誉と信用）

弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める。

民実平成 27 年設問 4

**第7条（研鑽）**

弁護士は、教養を深め、法令及び法律事務に精通するため、研鑽に努める。

**第8条（公益活動の実践）**

弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するように努める。

## 第2章 一般規律

### 第9条（広告及び宣伝）

- 1 弁護士は、広告又は宣伝をするときは、虚偽又は誤導にわたる情報を提供してはならない。
- 2 弁護士は、品位を損なう広告又は宣伝をしてはならない。

かつて弁護士の業務広告は原則として禁じられ、「日本弁護士連合会又は弁護士会が、表示の内容が真実に合致し、誤解を招くおそれがなく、かつ表示の手段方法も品位を失うおそれがないものとして定めるところにしたがって行う場合」が例外として認められるにすぎなかった。

2000年10月から、弁護士の業務広告が原則自由化され（会則29条の2の改正）、規制が緩和されたことに伴い、本条は、弁護士の行為規範を網羅的に規定する職務基本規程の制定に際し、弁護士の業務広告に関する中核的な行為規範を明確にするため、弁護士が広告または宣伝をする場合における禁止行為を定めているのである。

規程解説 22 頁

### 第10条（依頼の勧誘等）

弁護士は、不当な目的のため、又は品位を損なう方法により、事件の依頼を勧誘し、又は事件を誘発してはならない。

### 第11条（非弁護士との提携）

弁護士は、弁護士法第72条から第74条までの規定に違反する者又はこれらの規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者から依頼者の紹介を受け、これらの者を利用し、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

弁護士職務基本規程11条の趣旨は、弁護士法27条の趣旨をそのまま取り入れ、弁護士が非弁活動を行う無資格者と提携して、これらの者をはびこらせ、又はその暗躍を助長することを禁止し、弁護士の職務の公正と品位を保持しようとするところにある。

（関係規定）

### 弁護士法第27条（非弁護士との提携の禁止）

弁護士は、第72条乃至第74条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

### 弁護士法第72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、こ

民実サンプル設問 4

規程解説 25 頁

## 第14章 予備試験過去問

以下では、予備試験過去問で出題された事案を短文化した上で、答案例を掲載する。

### 【民事実務 - サンプル設問4】

弁護士でないAは、これまでも自分の取引の中で事件が起きるとそれを弁護士に紹介して謝礼金を受け取っていたが、今回もこれまでと同様に謝礼金をもらおうと、【Xの相談内容】に係る事件について、Xを弁護士Lに紹介した。弁護士Lが、Xから事件を受任し、その対価としてAに謝礼金を支払うことに弁護士倫理上の問題はあるか。結論とともに、その理由を説明しなさい。

#### 1. 非弁護士との提携

Aは、弁護士でない者であり、これまでも自分の取引の中で事件が起きるとそれを弁護士に紹介して謝礼を受け取っていたのだから、「弁護士法第72条…の規定に違反」する者である。

したがって、弁護士Lが、Aからの紹介に基づき、Xから事件を受任し、その対価としてAに謝礼金を支払うことは、「弁護士法第72条…の規定に違反する者…から依頼者の紹介を受け、こ…の者を利用」するものとして、弁護士職務基本規程11条に違反する。

#### 2. 依頼者紹介の対価

「依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払」うものとして、同規程13条1項にも違反する。

### 【民事実務 - 平成23年設問5】

弁護士Pは、Xの依頼により、Xの訴訟代理人として、Yに対して、貸金返還請求訴訟を提起し（以下、この事件を「本件」という。）、弁護士Qは、Yの依頼により、Yの訴訟代理人として本件を受任した。

本件の審理の過程において、弁護士P及びQは、裁判官Jからの和解の打診を受けて、1か月後の次回期日に和解案を提示することになった。和解条件についてあらかじめ被告側の感触を探りたいと考えた弁護士Pは、弁護士Qに電話をかけたが、弁護士Qは海外出張のため2週間不在とのことであった。この場合において、早期の紛争解決を望む弁護士Pが、被告であるYに電話をかけて和解の交渉をすることに弁護士倫理上の問題はあるか。結論と理由を示しなさい。

1. Xの弁護士Pが、被告であるYに代理人弁護士Qがいるにもかかわらず、Qの承諾を得ることなく、Yに電話をかけて和解の交渉をすることは、弁護士が「相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたとき…、…その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉」することに当たり、弁護士職務基本規程52条違反が問題となる。

2. 同条でいう「正当な理由」とは、直接交渉をする緊急性・必要性があり、相手方本人にことさら不利益を与えるおそれも少ないと認められる場合を意味

する。

本問では、Q が海外出張のため 2 週間不在であるにすぎず、P は、Q が帰国してから Q と接触して被告側の感触を探り、1 か月後の次回期日で提示する和解案の作成に間に合わせることができる。したがって、直接交渉をする緊急性・必要性は認められないから、「正当な理由」に当たらない。よって、同規程 52 条に違反する。

#### 【民事実務 - 平成 24 年設問 4】

弁護士 A は、弁護士 B を含む 4 名の弁護士とともに共同法律事務所で執務をしているが、弁護士 B から、その顧問先であり経営状況が厳しい R 株式会社について、複数の倒産手続に関する意見を求められ、その際に資金繰りの状況から R 株式会社の倒産は避けられない情勢であることを知った。

これを前提に、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 弁護士 A は、義父 S から、その経営する T 株式会社が R 株式会社と共同で事業を行うに当たり、R 株式会社が事業資金を借り入れることについて T 株式会社が保証することに関する契約書の検討を依頼された。この場合において、弁護士 A が、義父 S に R 株式会社の経営状況を説明して保証契約を回避するよう助言することに弁護士倫理上の問題はあるか。結論とその理由を簡潔に記載しなさい。
- (2) A は、義父 S の跡を継ぎ、会社経営に専念するため弁護士登録を取り消して T 株式会社の代表取締役役に就任したが、その後、R 株式会社から共同事業を行うことを求められるとともに、R 株式会社が事業資金を借り入れることについて T 株式会社が保証することを求められた。この場合において、A が、R 株式会社の経営状況と倒産が避けられない情勢であることを T 株式会社の取締役会において発言することに弁護士倫理上の問題はあるか。結論とその理由を簡潔に記載しなさい。

#### 1. 小問 (1)

弁護士 A が知った資金繰りの状況から R 株式会社の倒産は避けられない情勢であることは、「他の所属弁護士の依頼者について執務上知り得た秘密」(弁護士職務基本規程 56 条前段) に当たり、A が義父 S に R 株式会社の経営状況を説明して保証契約を回避するよう助言することは、第三者である S に対して上記「秘密」を「漏らす」ことに当たる。

A は、依頼者である S の権利及び正当な利益を最大限擁護する責務も負う(同規程 21 条) ところ、辞任して他の弁護士への依頼を促すことで上記責務と秘密保持義務の衝突を回避することも可能なことから、上記責務を理由として「正当な理由」を認めるべきではない。したがって、同規程 56 条前段に違反する。

#### 2. 小問 (2)

「R 株式会社の経営状況と倒産が避けられない情勢であること」は、「他の所属弁護士の依頼者について執務上知り得た秘密」(同規程 56 条前段) に当た